

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第38号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第22号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和3年4月1日とし、同条第1号に掲げる規定の施行期日は令和3年3月31日とし、同条第2号に掲げる規定の施行期日は令和4年1月1日とし、同条第3号に掲げる規定の施行期日は令和4年4月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は令和6年1月1日とする。